

2024（令和6）年度 第1回檀原市人権審議会会議録

日 時：2024（令和6）年10月17日（木） 午後2時00分～午後4時00分

場 所：大和信用金庫 八木支店 3階第1会議室

出席委員：井上 吉夫委員、上田 くによし委員、上田 剛委員、加護 善三委員、工藤 英俊委員、
鄭 順子委員、寺前 耕一委員、平塚 和久委員、福岡 裕子委員、堀 智晴委員、
松本 初代委員、森下 みやこ委員、森田 英嗣委員、山本 邦彦委員、吉岡 眞委員、
吉田 浩巳委員（16名）

欠席委員：小川 栄委員、島本 太香子委員、野島 佳枝委員、和田谷 喜洋委員（4名）

出席者：亀田市長、吉田教育長、戸田企画戦略部長、細川企画戦略部副部長、
長谷川企画政策課長、竹村人事課長、溝上人権政策課長・飛驒コミュニティセンター所長・
大久保コミュニティセンター所長、吉住市民窓口課長、村井田地域振興課長、
門長こども政策課長、岩本こども未来課長、大鳥こども家庭課長、日和健康増進課長、
北場福祉総務課長、布上障がい福祉課長、吉田長寿介護課長、西川公園緑地景観課長、
奥建設管理課長、鶴田学校教育課長、宮田人権・地域教育課長、林野図書館長、
藤井こども発達支援課長、森選挙管理委員会事務局長

事務局：中谷人権政策課長補佐、小西主事
古井飛驒コミュニティセンター所長補佐、岩谷大久保コミュニティセンター所長補佐

傍聴者：なし

議 題：

・「檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画（案）」について

（司会）

定刻となりましたので、始めたいと思います。

本日は、委員の皆様方には公私ご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます人権政策課長の溝上でございます。皆様のご協力をよろしくお願いたします。

それでは、ここで、委員の皆様をご紹介させていただきます。着座にて説明いたします。失礼します。

（人権審議会委員紹介）

本日は市側より、市長及び檀原市人権問題啓発推進本部企画委員会の関係課長等も出席しております。
それではここで、人権審議会の開会に当たり、檀原市長よりご挨拶申し上げます。

（市長）

本日は、委員の皆様には公私ともご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

平素は、檀原市の人権行政にご理解とご協力を賜り、また、それぞれの立場から人権確立に向けた取組にご尽力いただいておりますことに、敬意を表しますとともに、この場をお借りいたしまして重ねてお礼申し上げます。

人が人を尊重し、豊かに生きる権利というのは誰もが持っているものではありませんが、昨今、世界各国では戦争によって、何の罪もない人が、無差別に殺される、という人権侵害が続いています。檀原市としても、複雑化する人権問題に対し、向き合い方を明確にしなければなりません。

本日は、市の各所属において実施・計画されている人権に関わる事業を取りまとめました「人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」の内容の検討を中心にご審議いただくとともに、来年度より新たに実施いたします、「檀原市パートナーシップ宣誓制度」の概要を事務局よりご説明させていただく予定です。

委員の皆様から頂戴するご意見を基に、全ての人の個性が尊重され、多様性を認め合う社会の実現を目指し、鋭意取り組んでいきたいと考えております。委員の皆さまには、長時間にわたるご審議を依頼することになりますが、忌憚のないご意見を賜りますことをお願い申し上げまして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。最後までどうぞよろしくお願い申し上げます。

(司会)

では次に、本日の資料等について確認をお願いいたします。

まず、事前に送付し、ご持参いただきました資料について、

- ・(資料1)「檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画(案)」

- ・(報告資料1)差別事象報告について

- ・(報告資料2)「檀原市パートナーシップ宣誓制度(案)」

となっております。また、本日追加で配布させていただく資料として、

- ・「本審議会 次第」

- ・「檀原市人権審議会委員名簿」

更に、事前送付した(資料1)の計画案について、内容の差し替えがございます。

(資料1) P8～P9「こども」と題された1枚分が差し替えとなりますので、お手数ですがすでに配布した資料1から該当部分の差し替えをお願いいたします。

資料については以上でございます。

なお、不足や乱丁等ございましたら、お申し付けください。

本日の出席16名、欠席4名でございますので、「檀原市人権審議会規則」第5条第2項にもとづき、「出席者の過半数により、本審議会が成立する」ことを申し上げ、ただ今から令和6年度第1回人権審議会を開会いたします。また、今回も「檀原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱」に従い、本審議会及び会議録を公開させていただいてよろしいでしょうか。

(『異議なし』の声)

「異議なし」ということで、公開させていただきます。また、当審議会は会議録を作成するため、音声を録音させていただいております。なお、本日傍聴希望の方はおられません。

それでは、これより案件に入ります。檀原市人権審議会規則第5条第1項により、「会長が議長となる」と規定されておりますので、以降の進行は、会長をお願いいたします。

(会長)

では、早速議題に入らせていただきます。「檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画(案)」として事務局から説明をお願いします。

(事務局)

【事務局より説明】

～説明途中～

(委員)

説明途中にすみません。今委員と事務局の方が「資料が見えないので要らない」というようなやり取りをされていたんだけど、拡大したものであったり、何か目の不自由な方に対する手立てのようなものはないのでしょうか。せっかく来ていただいたのに資料が見えない、というのは良くない。今からでも何か手配や心配りはできないでしょうか。

(事務局)

配慮が足りておらず申し訳ありません。今、拡大版をご用意させていただきます。委員、申し訳ありませんでした。

(委員)

ご配慮いただき大変ありがたいのですが、拡大しても文字が見えないんです。ただ、お話を聴いてほしいの審議会の雰囲気であったりとかはつかめますし、資料は事前に家に送っていただいていますから、家族に読んでもらうこともできます。わからないところなどは私から事務局に聞かせてもらいますので、今日はこのまま進めてください。

(委員)

普通、こういう場合は点字が送られている筈なんです。あるいは、事前にご意向を確認し、テープを録る等、どういうやり方が良いか把握しておくべきなんです。ご本人の意思は尊重すべきですが、普通は点字です。委員、点字は読めますか。

(委員)

いや、読めないんです。

(委員)

そうですか。それでしたら、今後は委員に事前に相談してやっていただきたいと思います。

(事務局)

おっしゃるとおり、事前に委員に確認すべきでした。申し訳ございません。それでしたら、本日はこのまま進めさせていただければと思います。

(会長)

私も認識不足でした。申し訳ございません。では、今日はこのまま進めさせていただきます。

(事務局)

【事務局説明再開】

(会長)

ありがとうございました。委員の皆様には事前に郵送させていただき、ご確認をいただいていると思います。今、昨年から変更があった箇所を中心にご説明いただいたところですが、只今の説明についてご意見ご質問等があれば受け賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。まず、前半 15P までの部分でお伺いします。

(委員)

審議会資料とは直接関係ないのですが、旧優生保護法に基づき不妊手術を受けることを強いられた方々に対し、国が賠償を命じられた事例についてお話しします。これは単なる制度としての問題ではなく、きっと当時、周りの人間、場合によっては家族からの不理解に苦しんだ方もおられたと思うんです。ですが、私の知り合いにも、ハンディキャップを抱えながらも自立し、しっかりと育児をされておられるご夫婦がいます。制度だけを取り上げるのではなく、障がいをお持ちの方に対し周囲の人間が差別を行うことが無いよう、取り組んでいかなければならないと感じました。

(会長)

実施計画へのご指摘ではなかったように思いますが、ご意見として受け止めておきたいと思います。

(委員)

冊子にする上での間違いに気づいたのですが、目次のページ数が◇外国人のところから間違っています。12Pになります。それから、○コロナウイルスと人権という項目が抜けています。

(事務局)

ありがとうございます。全体的として再度見直しの上修正したいと思います。

(会長)

よろしくお願いします。

(委員)

外国人の分野、P19～20 についてです。

まず P20 に関して、成果が D になっているのは、実施していないからということでしょうか。それとこの事業では令和 5 年度の実施はなく、令和 6 年度は講師による講演という形で、予算 4 万円とされています。確か交流会イベントを実施されていた時は A または B 評価という高評価であり、コロナ禍でいったんなくなりました。今はいろんなところでイベントが再開され、活発に活動されている中で、(交流会という) 非常にいいイベントが講演に変わったのはどういう理由からなのでしょう。また、内容や開催方法の再検討が必要であるという風になっていますが、そのあたりの状況もよくわからない。

それと P19 について、両方ともすごくいい事業だと思います。(令和 5 年度実績は) A 評価になっていますが、14 回の実施実績で 93 万円の決算額というのはあまりにも高額に思います。これはどういう内訳の支出なのでしょう。さらに、令和 6 年の計画では予算が前年から半額になっているのに、評価は A のままです。評価が A のままであるならば、予算額も同じであるべきなのではないでしょうか。

(会長)

それでは担当課からお願いします。

(企画政策課長)

まず、P20 について、成果が D であるのは、説明にも記載しておりますとおり大変意義のある事業ながら、新型コロナの感染防止のために 2 年度から中止しており、成果は小さいとしたためです。また再開にあたっては、開催方法、内容等見直しの必要があると考えております。また、予算額 4 万円の部分については、(講師の) 翻訳料となります。在日外国人研修については今年度 6 月頃にすでに実施されたと認識しております。

P19、令和 6 年の予算 4 万 3 千円については、当初、外国人講師への委託料として 24 万 2 千円を計上し、残りはタブレットとポケトークを相談窓口業務にて多言語対応するために 2 台ずつ配備するための費用としております。令和 5 年度から予算が半減したのは、前述のデジタル機器での相談窓口対応導入に当たり、外国人講師の国際交流への通訳対応を終了し、人による通訳からデジタル機器への移行を行ったためです。

(委員)

P20 の 4 万円の内訳について、この標記だと翻訳料であることが伝わりづらいので、その旨の明記が必要であると思います。

P19 については、令和 5 年実績の記載だけでは決算額 9 3 万円の内訳が不明瞭であるように感じます。そのあたりのご説明をお願いします。

(企画政策課長)

国際交流推進事業費ということで予算をとっています。消耗品費、通信運搬費、事業実施委託料が 2 3 万 1 000 円、翻訳端末の使用料 6 1 万 3 800 円、そして配備したポケトークの購入費用 8 万 6 480 円が内訳となります。

(委員)

現状の記載ですと、事業の中でどれぐらい使ったのかという疑問がぬぐえないので、もう少し詳しい記述をお願いしたいです。端末 6 1 万円は別の事業立てが必要かとも思いますし、翻訳料というのも明確に記載したほうが、事業の理解がしやすいように思います。ご検討ください。

(委員)

P20 について再度お伺いします。予算額 4 万円の翻訳料について、講師の名前が記載されていますが、こちらはこの事業ではなく、在日外国人教育研究会という項目で講師として参加されているのではないかと思います。ですので、ここに記載するのは失礼ではないでしょうか。そのために呼んだのではないのであれば、これは間違いに当たると思います。

また、⑦の部分は「実施せず」となっていますが、これはなんという(ひどい)言葉でしょうか。この事業は、記載されている担当課 3 つと、それにかかわる交流センターや保護者の会等皆で協力してやったものです。それも在日外国人(主として韓国朝鮮人)教育に関する指導指針が出て、その指針を具現化するための事業だったはずなんです。それがコロナ禍ということでできなくなったという報告になっていますが、もういい加減コロナ禍というのはやめてほしいと思います。それに協力した団体に対しても実施に向けた方針なりを示す案内ももらったことないですし、それこそ失礼であると思うんですよ。当時は三課と関係者で、イベントの当日よりも、それに向けた会議を何回も行っていて、その会議にこそ意味があったと思うんです。ところが、今「実施せず」となるのであれば、なぜ今この言葉になるのかを考え、協力団体等に真摯に向き合っていないと思うんです。指針の具現化に向けて、実施できたのはこの何回かの講座だけです。最近日本に来られた外国人の方などが、「私はここにあります。」と、

どんな人生を歩み、以後檀原市のなかでどうやって過ごしていくのか、という（事を示す）大事な事業だったはずで。それを真摯に受け止め、大勢の協力団体が関わった事業です。最初の実組を始めた時のことをもう一度！から見直してほしいです。そして、協力団体とともに再検討して初めて「できない」という結論を出すならいいんだけど、それすらなく、勝手に行政が「実施せず」とするのは、関わったものにとっては本当に大きなショックです。私は3課を本当に評価してきました。検討を重ねてこられたことは認めていますし、やってきた意味もあったと思います。だからもう一度見直してほしいです。（この事業は）外国人がいるからやっているんじゃないんです。日本人のためにやっているんです。日本人の子どもが外国人のことを本当に理解するための教育なんです。

（企画政策課長）

記載部分に関して申し訳ございません。仰っていただいたとおり、指針の具現化に向けての重要な事業だと認識しております。また関係課、関係団体の皆様とも、何ができるのかに向けた話し合いをしていきたいと思っておりますので、また引き続き、ご協力いただけましたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

（委員）

講師の名前も削除してください。

（企画政策課長）

わかりました。そのようにさせていただきます。

（人権政策課長）

同じような話になりますが、まず、取りまとめ担当課として、⑩の講師の方の記載について、内容が違ふということであれば削除ということになるかと思っておりますので、そのようにさせていただきます。それと、企画政策課長からありましたように、そして委員からおっしゃっていただいたとおり、まずはお話をさせていただいていない、という事実があるかと思っておりますので、そこをきちんと詰めたうえで、なにができるだろうか、という話を具体的に決めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願い致します。

（委員）

保育所、幼稚園によく行っていると、今、在日外国人の子供がたくさん保育所に入ってきています。そこで十分な対応ができていません。今お話を伺っていると、ポケトークという端末で（対応を）デジタル化していくでしょ。それが本当に、在日外国人の言葉をまだ十分理解しにくい人が、端末を使ってやっていけるかどうか。やっぱり少人数でも通訳の人がいて、面と向かってやり取りをしてとか、国際交流センターもありますからそういう所を使うとか、そういう人と人とのコミュニケーションというものを大事にしないと。私の家族はポケトークとか、そういう端末が苦手なんです。事業を考えるうえで、当事者にとって何が望ましいかを何度も確認して、そして予算の許す範囲で、少しずつ改善していくと。だけど、本当それでいいのかな、と感じました。

（企画政策課長）

おっしゃるとおり、当事者にとってどうなのかというのはとても大切だと思います。これまでも市役所で相談業務などを実施してきた中で、多言語での対応が求められることも多く、個人のスマホの翻訳

機能や、それでも通じなければ筆談、身振り手振りも用いて窓口相談を行ってきたというところですよ。そういったことから、何とか個人の端末を使わずに市として多言語対応できるように、また当事者にとってもスムーズにやり取りできるようにするために、ポケトーク等の端末を導入させていただいたところです。仰る通り人対人で通訳を通して、顔を見て、表情、感情を読み取って行うのが一番良い方法とは思いますが、窓口は複数にまたがりますし、いつ来られるかもわからない中では、都度、スムーズな対応をするためには、端末の利用も進めていければ、というのが導入の経緯です。

(委員)

前半の話はよくわかるが、後半の話については、スムーズに、うまくいくようにというけれども、デジタルとかではそういうふうにはなかなかないですよ。本人たちはそういうやり方でしかできないんだなと思っちゃうんですよ。その辺、行政の窓口の立場からではなく、困っている人の立場で言っているのかよくわからなかった。感想ですので、また後で検討だけしてください。

(会長)

双方とも、当事者にとっての最善を考えてのご意見だったと思います。それでは、今P19～20を中心としたお話だったと思うのですが、その他の観点からのご意見はありますか？

(委員)

P74の「明るい選挙出前講座」について、子どもたちが選挙を意識するように、という趣旨はよく理解していますが、その中に選挙権を有しない子どもたちがいるという視点はどこにあるのでしょうか。外国籍の子も檀原市内の学校にいます。いくら啓発事業であっても、選挙権を持たない子たちに対しどのような立場で指導しているのか。投票箱等の機材も貸出しているとのことですが、外国籍の子が在籍しているという観点を各学校に啓発できているか。この事業の大きな視点の中に、その部分を入れないとしっかりとした取り組みにならないんじゃないかと思います。同級生の中で、選挙権を持つ子、持たない子がいて、二つの立場があることで、選挙権を持っている自分にとっていかにその一票が大切か、改めて認識すると思うんですね。ただ機械的に選挙の方法を教え、投票箱を見せるだけが啓発じゃないと思います。そこをしっかりと取り組んでほしいです。

(選挙管理委員会事務局長)

この出前講座は、選挙全般的なお話に始まり、選挙の歴史、行く意義、行かないとこうなるということを生徒さんにお伝えするものです。主には各学校さんからの要請を受けて、我々と先生とでどういった形がいいのかを検討しながら講座の内容を決め、生徒さんたちに啓発していくものです。先ほどおっしゃっていただいた様に、高校3年生ですと選挙権を持つ子、持たない子がいます。そういった場合には、自分たちで架空の公約を考えるとといったことに力点を置いて実施する等して取り組んでおります。現状は記載しきれませんが、外国の方についての視点が抜けているんじゃないかというところに関しては、今後加えていくことも検討していきたいと思います。

(委員)

実際に選挙権を持つ高校生だけでなく、小、中学校の子どもたちが未来を見つめるときに、選挙権がない子が、周りの日本の子がどんな視点で一票を見つめているのか、というのがその子の人生に関わってくると思うんです。今のお話ですと、先生たちと相談しているから、と仰っておられるのが、そちらに問題があると言いたいように聞こえな感じです。出前講座をするのであれば、選挙権を有しない子たちに対して先生方がどういう風に向き合っているのかを相談できているのか、ということをお話してい

るつもりです。

(会長)

これは学校教育課とも協力して実施されているものと思いますので、今後は相談の中でやっていければいいと思いましたので、受け止めていきたいと思います。

(委員)

例えば今回の衆議院選挙など、子どもたちにとっても親を通じて（選挙が）身近なものになってきていると思います。今のお話を聞いて、選挙、投票の意義、投票者の責任というのも子どもたちにしっかりと学習させてやりたいと感じました。選挙はとても大事なものですので、一つよろしく願います。

(会長)

民主主義の根幹がインターネットの影響などで揺らいでいる昨今、重要な視点だと思いますので、よろしく願います。では他の委員の方、他の観点からもうかがえてでしょうか。

(委員)

資料内容を含む人権問題について意見を申し上げます。少しのお時間をいただきます。昨年度の審議会での意見と若干重複しますがご理解ください。

まず、2024年度実施計画（案）を作成されるにあたり、企画戦略部人権政策課に今春の人事異動で人権という非常に広く深くまた重い仕事に新しく着任された課長にはたいへんご苦労様です。特に資料の「はじめに」の部分を読み、私も人権問題に取り組む姿勢を改めて決意を新たにしました。世界的に21世紀はSDGsを含む人権の時代、日本においても多くの法律が施行しています。特に2016年の「人権三法」などの重要な法律が施行され、最近では「情報流通プラットフォーム対処法」、今年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」などがあり、ジェンダーフリーの時代、人権行政の業務も多様化していると考えています。

そんな中、個人情報を利用した犯罪が横行しています。最近の報道では相次ぐ詐欺や強盗傷害事件も起こっています。昨年逮捕された「ルフィ」なる犯人と同様、遠隔地からSNSを利用した凶悪窃盗団もあります。私の若い頃は留守には必ず「戸締まりを忘れず」と言われたものですが、昨今の泥棒は高齢者や弱者などの在宅中を狙います。私も家にいて若者に襲われればひとたまりもないでしょう。昨年10月末の審議会、私は檀原市で起こった個人情報を流失したN社の元派遣会社社員による事件について報告しましたが、その後の11月に同じ会社の元派遣会社社員が岡山県警に逮捕されました。檀原市の事例と同一犯かどうかは知るよしもありますが、N社や捜査関係者らによると、企業や自治体などが管理する928万件の個人情報を不正に持ち出し、約2400万円を得ていたといいます。一部に悪用されたと考えるのは言うまでもありませんが、殆どの市民は私は大丈夫、悪用されないと思いがちです。当たり前ですが年齢は10年経てばもれなく10歳年をとり、60歳は70歳にやがて後期高齢者に。凶悪犯が手にしたデータは長年保管でき、コピー、送信はボタン一つで行なえます。マイノリティーを暴いたり、市民の命と財産を凶悪犯から守るための行政施策をより一層進めていただきたいと考えています。

市の個人情報を守る施策の一つで、今日の資料、各課の主な取り組みの概要、43P市民窓口課担当の「本人通知制度」があります。資料では、成果「A」、来年度の方向性も「A」とランクされており、更なるステップアップを期待しています。昨年、栃木県の行政書士の不正を報告しましたが、今般、東京都行政書士会所属のKも処分されていました。そんなことを受けてか今年6月の市議会本義会で議員による一般質問がありました。「被害者告知型」へのステップアップのための質問でした。総務部の答

弁も聞いておりましたが「更なる不正取得の抑止効果もあり、進めて行きたい」とのご理解をいただいた内容でした。ただ、実施している他市町村の制度を調べると聞きましたが、人口では奈良県で２番目の橿原市には是非、リーダーシップをとっていただき、他市町村の見本となることを期待しています。皆さんの努力により、この制度登録者は確実に増えており、９月１日現在２７７名の登録です。引き続き、一層のステップアップと市民への周知をお願いいたします。この話をしますとこれは「同和問題」で、我々には関係ないと思われがちと聞きますが、決してそうではなく、全市民のこととご理解ください。登録は身分を証明できるものがあれば手数料なしで申請でき、市民である限り有効期限もありません。

この件につきましては、後ほどステップアップの進捗状況について、担当課から委員皆さんにご報告をいただければ幸いです。

続いて、主な取り組みの概要２点目は、資料４２Ｐの「おおくぼまちづくり館事業」についてです。館の管理、運営は地元自治会や教育関係者など有識者が「保存会」を組織しています。項目④の目標について意見を申しあげます。館の展示内容は、大正時代の今の自治会の前身である「洞村」の全戸移転とその時代背景を中心に展示しています。加えて、昭和１５年、初代天皇とされる神武天皇が即位して２６００年を記念した神苑化事業のため、全国から奉仕団が集まり、付近も変わって行く様も展示しています。例えば橿原警察署から橿原神宮一の鳥居前までの参道付近は現在の近畿日本鉄道の前身である大阪軌道跡です。このように、まちづくり館では明治から大正、そして昭和３１年からの橿原市の変容が一部ではありますが資料として見るができます。橿原神宮と陵墓を中心とした現近代の「まちづくり」という観点もあり、県外からの見学者も訪れます。また、２０２６年３月に千葉県にある「国立歴史民俗博物館」への展示も予定されています。これを機に、是非、ご来館いただきますようお願いいたします。なお、市行政職員さんの研修などにもご活用ください。

纏めますが、１点目の「本人通知制度」は、あらゆるマイノリティーの家族などを暴き、市民の命と財産を悪人から守る抑止効果があり、２点目は、世界遺産を目指す橿原市の畝傍山と神武陵周辺の近代史、古事記や日本書紀とも密接に関係があります。因みにご存じかと思いますが、藤原京の西は畝傍山の西側、東は桜井市のイオン桜井店ぐらい、南北は定かではないようですが、おそらく、北は新ノロあたり、南は畝傍中学校の南側の池あたりと聞いています。最後に余談ですが今夜はスーパームーン、時間があれば互いにお月見も楽しみましょう。以上、ありがとうございました。

(会長)

特にこの計画案についての修正等ではないと思いますが、是非記録に残しておきたいと思います。

(人権政策課長)

先ほど本人通知制度とおおくぼまちづくり館のお話がありましたが、私から P42 のおおくぼまちづくり館についてお話をさせていただきます。この事業については大久保の成り立ちをわかりやすく紹介する事業として記載しておりますけれども、幅広い周辺地域の歴史を示す色々なものが展示されております。それをより多くの職員が利用していただけるように、関係課と調整していきたいと思います。こちらに関しては今年度より新たに、各種企業の研修等、幅広く利用していただけるよう、市の HP に記載させていただいております。

(市民窓口課長)

本人通知制度について回答させていただきます。先ほどおっしゃられたとおり、本人通知制度について６月の議会で、被害告知型の制度について導入していくと部長の方から回答させていただきましたの

で、この場を借りて現状についてご報告させていただきます。現在は県と協議中でして、被害告知型についてはより有効な実施のためには課題が2点あると考えております。1点は被害の把握方法、もう1つは、こういった当事者の方は1つの市町村に限らず広域に被害にあわれていると思いますので、奈良県をしっかりと巻き込み、県が取りまとめた情報を各市町村に提供し、県下のどの市町村であっても同じ対応ができるような体制を作っていくことです。委員からもありましたとおり、橿原市が中心となって、積極的に県と共に、県下の市町村の導入を進められるよう、協議を進めていきたいと思っております。また事前登録型については8月に周知を行い、12月の広報でも行っていくつもりです。

(委員)

本人通知制度についてはできるだけ早く進めていただけるように、そして登録者数についても、現状の数が多いか少ないかわかりませんが、この数字が右肩上がりになり、「橿原市は人権問題にハードルが高い街」として犯罪の抑止力となれるよう、取組を進めていただきたいと思います。また広報についても、自分の興味のあるものしか見ない方も多いと思いますので、たくさんの職員さんの口コミで各自治体に広めていただければと思います。

また、おおくぼまちづくり館については、④の目標は、洞村の移転問題だけをとらえているように見えます。この館は多くの研究者によって、明治からの橿原市の変容も展示しておりますので、目標が移転問題についてだけではないことを、改めて確認していただきたいと思います。

(委員)

PIOの高齢者の所について、下から3行目に「橿原市社会福祉協議会地域包括支援センターや、街の介護相談室」という風に記載していただいているのですが、地域包括支援センターが今は、北と南に設置されておりますし、街の介護相談室についてもできればもう少し具体的にご記載をいただければどうかと思います。

(長寿介護課長)

PIOの高齢者の記載については、高齢者の方の様々な相談窓口としての包括支援センター等が今年から増え、体制が変わり、相談窓口として大事な役割を担っているところですので、ご意見いただいた通り、詳細な記載に改めたいと考えております。

(会長)

修正箇所については長寿介護課長の方と協議を進めたいと思います。

(委員)

人権擁護委員は人権相談活動、市民への啓発活動、小中学生への出前教室等、様々な活動を行っています。「人権」というものは非常に幅広いですし、橿原市で来年度開催される日本女性会議等、色々な取組にも協力させていただいております。これからも積極的に取り組みを進める所存です。

市内の自治会で先日、橿原安心パークに行かせていただいて、コロナ禍でなかなかできていなかった行事として、救急救命、地震対応を含めた形で開催させていただきました。なぜこのような形になったかという、高齢化が進んでいく中で、「生きる」ということが人権の一番根本にあると考えたためです。こういった活動を連合自治会等の大きな枠組みの中ではやっていますが、個々の自治会単位ではなかなか少ないです。私は自治会活動の基本は、そこに人権の精神があるかどうかだと思っていますし、市の施策についても、「人権」という言葉が入っているかどうかではなく、担当課それぞれが人権を尊重する観点を持っているかが一番大事だと思います。総括的な話とは思いますが、計画にはそのあた

りは記載されておりましたが、そこを大事にし、連携しながら私たちは取り組みを進めなくてはならないと思っております。

(会長)

人権尊重の観点が基本だというお話でした。ありがとうございました。

(委員)

ハンセン病患者さんについてなんですけど、毎年１回、５月頃に岡山に交流会や、納骨堂へのお参り等に行っております。ですが毎年行く人が少なくなってきました。当時の患者さんが無縁仏として納骨されなかったり、奈良に帰りたくても帰れないなどのお話をきいたりしています。色々な団体さんに是非行っていただき、当時のご苦勞等を知ってもらいたいです。以上です。

(会長)

ありがとうございました。議案についてはこれで審議を終了しますので、最後に何かおっしゃりたいことがあればどうぞ。

(委員)

実はこの資料をもらった時、選挙のところで、指針の取り組みの具現化についての２点が本当にショックだったんです。事前に言うことも整理してきたつもりでしたが、言葉も強くなってしまいました。ただ、人権に取り組む中で、それぞれの課が本当にワクワクしてやっているかに疑念を持っています。ワクワクして取り組むことで、生活環境も、家族関係も、地域的な事も変わると、私は本当に思っています。人権に関われることをこんなに幸せなことではないと思って取り組んでいただきたい、と最後に言わせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。本当にそのとおりだと思います。その他ご不明点等ありましたら、事務局へメール等でお問い合わせいただければと思います。

それでは次に報告事項に移りたいと思います。事務局より、報告事項Ⅰ「差別事象について」について報告をお願いします。

(事務局)

【事務局報告Ⅰ「差別事象について」】

(会長)

ありがとうございました。ただいまの３件の報告につきまして、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、続いての報告事項２について、事務局よりお願いいたします。

(事務局)

【事務局報告２『「檀原市パートナーシップ宣誓制度」について」】

(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらおねがいいたします。よろしいですか。

それでは、「檀原市パートナーシップ宣誓制度について」の審議を終わります。本制度については、来年度4月から施行する方向で進めていただきます。

以上をもちまして、本日のすべての議題に係る報告、審議が終了しましたので、司会に戻します。皆様、慎重な審議にご協力頂き、ありがとうございました。

(司会)

会長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、長時間に渡る熱心なご審議、また、多くの貴重なご意見ありがとうございました。

本日ご審議いただきました会議録につきましては、後日、事務局でまとめまして委員の方全員にお送りいたしますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

この会議録につきましても檀原市ホームページで公開予定をしております。

それでは、本日の人権審議会は、これで閉会といたします。

ありがとうございました。